

九都縣市同日発表

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進に関する要望の実施について

九都縣市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対して要望いたしましたので、お知らせします。

- 1 要望日 令和5年5月25日（木）
- 2 要望先 国の関係省庁（経済産業省、国土交通省、環境省）
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

お問合せ先

（九都縣市大気保全専門部会に関すること）

環境創造局環境管理課長 森山 晴美 Tel 045-671-2474

（大気汚染対策に関すること）

環境創造局大気・音環境課長 赤間 知行 Tel 045-671-2476

（九都縣市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局）

神奈川県環境農政局環境部大気水質課 Tel 045-210-4180

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に0%台と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

国は、光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下NO_xという。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

については、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法の導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和5年5月25日

経済産業大臣 西村 康 稔 様
国土交通大臣 斉藤 鉄 夫 様
環境大臣 西村 明 宏 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢 太 郎